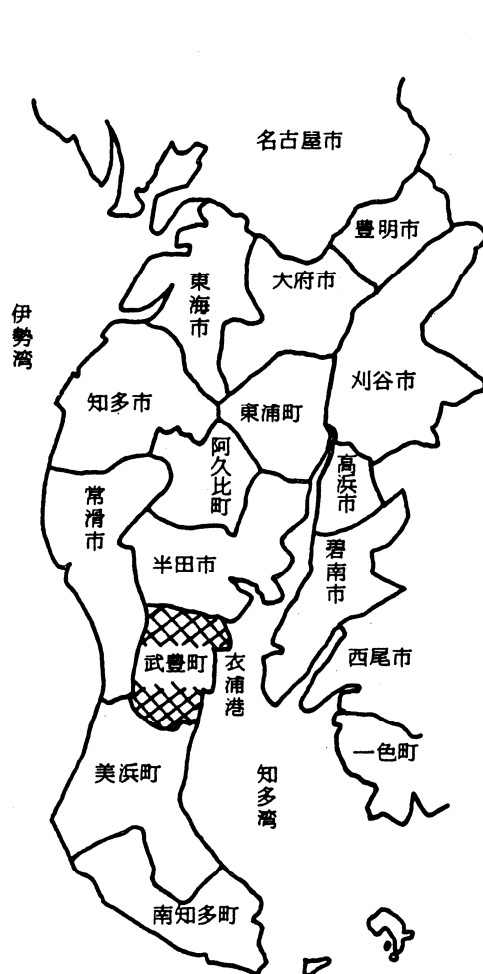


武豊町の概要

武豊町は知多半島中央部に位置し、臨海部に衣浦工業地帯の一角をなす工業地域、南部に田園・丘陵地域、北部に商業住宅地域を擁する町で、東西に4.8km、南北に6.5km、高いところでも83.5mと比較的なだらかな地形です。本町は港と鉄道に古い歴史を持っており、港は古くから天然の良港としての条件を備え、明治17年には早くも港域の測量が行われ、東海道線敷設のための荷揚基地として整備されました。港からは資材輸送用の軌道が敷かれ、これが明治19年開業の国鉄武豊線です。その後も港の整備には力が注がれ、昭和32年、重要港湾の指定を受けるに際し、武豊港を衣浦港と改名し、しだいに港湾施設の整備や臨海工業地帯の造成が進み、工業都市として飛躍的に発展を遂げてきました。また、最近では北部を中心に区画整理事業等の宅地開発が進み、人口も年々増加し、交通網の整備とも相まって、大都市のベッドタウンとしての性格も強めつつあります。



- 武豊町役場所在地
愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地
- 武豊町役場の位置
東経 136度54分53秒
北緯 34度51分03秒
- 町制施行
昭和29年10月5日
(武豊町・富貴村合併)
- 面積
25.81km²
- 広 ぼう
東西 4.8km
南北 6.5km
- 世 帯
16,465世帯
- 人 口
男 21,584人
女 20,916人
(平成22年4月1日現在)

環境監視機器

平成22年3月31日現在

区分 種別	測定機器名	型 式	数	設置場所	購入年月
大気 関係	降下ばいじん測定器	柴田科学 8008-04	1 4	町内3地点	12.4 14.5
	二酸化硫黄自動測定装置	東亜ディーケーケー GFS-252	1 1	北山配水池 富貴小学校	16.6 18.11
	オキシダント自動測定装置	東亜ディーケーケー GUX-153 東亜ディーケーケー GUX-353	1 1	北山配水池 富貴小学校	11.6 20.6
	窒素酸化物自動測定装置	東亜ディーケーケー GLN-254 東亜ディーケーケー GLN-354	1 1	北山配水池 富貴小学校	13.7 21.6
	微風向風速計	カイジヨー SAT-530	1 1	北山配水池 富貴小学校	20.6 17.7
	浮遊粒子状物質自動測定装置	柴田科学 BAM-102	1 1	北山配水池 富貴小学校	12.7 13.5
騒音・ 振動 関係	普通騒音計	リオン NA-20	2		6.4 9.5
		リオン NL-06	1 2		11.7 12.3
	レベルレコーダー	リオン LR-06	1		9.10
	2ch・レベルレコーダー	リオン LR-20	1		59.5
	データレコーダー	ティアック R-61	1		61.5
	騒音収録装置	リオン XN-49	1		62.5
	オクターブ分析器	リオン SA-60	1		3.4
	レベルレコーダー巻取機	リオン LB-23	1		5.3
	1/3オクターブ分析器	リオン SA-59	1		59.7
	振動計	リオン VM-51	1		9.11
	騒音振動用演算処理装置	リオン SV-73	1		63.4
	全天候防風スクリーン	リオン WS-03E	2		13.5 14.5
	携帯型実音モニター	リオン XT-10S	1		12.3
	騒音計用メモリーカード	リオン ADV-CF4M	2		12.3
	スピードガン	ミズノ 2ZM-1020	1		12.3

区分 種別	測 定 機 器 名	型 式	数	設 置 場 所	購 入 年 月
水 関 質 係	採 水 器	離合舎 北原式B号	1		5 8 . 5
そ の 他	ド ラ フ ト チ ェ ン バ ー	ダルトン DC -111T	1	役場実験室	元 . 1 2
	上 皿 天 秤	ヤマト科学 LW -3200	1	役場実験室	6 1 . 3
	ハ ン ド オ ー ガ ー	丸東製作所 ポスト・ホール型 オーガーS15 -1	1		5 7 . 6
	採 泥 器	離合舎 エクマン・パーシ型	1		5 1 . 2
	地 下 水 面 検 出 器	坂田電機 SKT -2C -100	1		1 2 . 2
	写 真 機	ニコン COOLPIX S520	1		2 0 . 1 1

環境全般用語

1 環境基準

環境基本法に基づき、環境基準は大気汚染、水質汚濁、騒音及び土壌汚染について設定されています。これは、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで「維持されることが望ましい基準」であり、個々の工場等から排出される汚染物質の重合、集積によって生ずる地域（水域）全体の環境汚染の改善目標であり、最大許容限度などの理想値を示すものではありません。

2 環境基本法

近年の我が国の環境問題の構造的変化や地球環境問題への取組みの必要性の高まり等に適切に対応するため、基本理念、国等の責務、基本的施策等環境保全に関する施策の基本的な枠組みを定めたものです。

3 規制基準及び排出基準

公害を防止するため、事業者が守るべき基準をいいます。

4 公害

環境基本法は第2条で「公害とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。」と定義されています。